

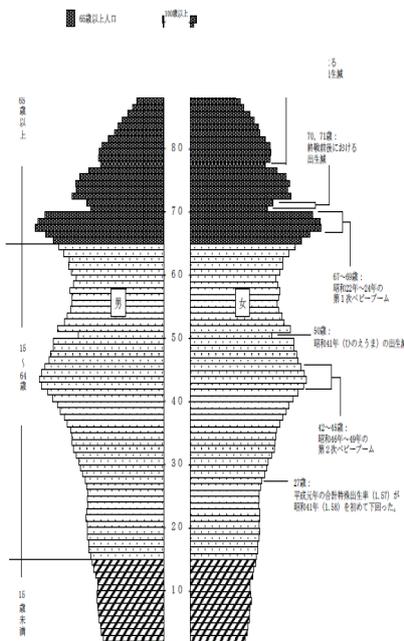


時事寸考

シーダ・ウォーク施設長・医師の吉田です。今月は「2025年問題」、
「2040年問題」という言葉を説明したいと思いますが、その前に人口
ピラミッドについてお話しいたします。

日本の人口ピラミッド(2016年10月1日現在)総務省統計局

図の縦軸は年齢(上ほど高齢)、横軸が年齢別人口で左側が男性、右側が女性となります。男女とも67歳~69歳のところに人口のピークがありますがこれは1947年(昭和22年)から1949年(昭和24年)の間に生まれた人たちが第二次世界大戦後のベビーブーマーに当たり、一般に「団塊の世代」と呼ばれている世代です。その子供の世代に当たる1971年~1974年生まれにもう一つのピークがあり、それ以降の世代は若い世代ほど人口が少なくなっているという少子化を反映した形になっています。



2025年には1949年生まれの人たちが75歳となり、団塊の世代が全員後期高齢者(75歳以上)となるわけですが、これが「2025年問題」と呼ばれているものです。さしあたって後期高齢者医療制度の対応などが課題となるでしょう。

さて、2025年を過ぎても図のピラミッドは上方に移動を続けますが、2040年までにはより深刻な事態が予想されます。高齢者人口が史上最大となり、後期高齢者は2239万人に達するとされています(2016年は1691万人)。これとともに年間死亡者数も増えて最多の168万人に達すると考えられます(2016年は130万人)。看取りを含めて医療・介護のさまざまな分野が影響を受けることは必至と思われ、「2040年問題」と呼ばれています。

イベント・コンサート ※内容等、変更となる場合がございます。

◆2月17日(土) 春を待ちこがれるフルートコンサート

【むさしのフルートアンサンブルの皆さん】

お知らせ

◆ご入所中の方で医療機関を受診される方へ

医療機関を受診される際は、先方の医療機関にお渡しいただく書類がありますので、必ず事前に看護師に連絡をしていただいた上で受診に行ってくださいませようよろしくお願いいたします。

栄養科より今月の一押しメニュー



2/3「節分」の昼食に『豆としらすのご飯』をご用意します。節分といえば豆まきですが、かたい炒り大豆の代わりに、節分にちなんだ食材である豆(枝豆)としらすを使った栄養満天のご飯をご用意します。さらに2/11の昼食には「かに散らし」をご用意する予定です。寒い日が続いていますが、しっかり食事を取り元気にお過ごしください!

車いすを無料で貸出します

車いすを通院にしたい
自宅に外泊するときにしたい
旅行するのにしたい
ケガが治るまでの間、貸してほしい

シーダ・ウォークでは短期間(1カ月まで)車いすを使いたい方に無料貸出をしています。(杉並区の社会福祉協議会の車いす貸出拠点となっています)

当施設のご利用がなくても、高齢者でなくても、杉並区の方であれば貸出できます。(利用される方もしくはご家族が杉並区の方が対象です。杉並区以外にお住まいの方は、それぞれの自治体の社会福祉協議会にお問い合わせください。)

くわしくはシーダ・ウォーク事務室までご連絡ください。
(03-5311-6262)



Cedar Walker で法律相談

毎回、様々なテーマで法律問題を簡単に解説していただくこの連載ですが、今回のテーマは…

終末期の延命措置に対する家族間の意見対立について

終末期に延命治療を行うかどうかは、基本的にはご本人の意思に委ねられています。

ただ、意識状態などの問題から、ご本人が自ら意思決定をすることが困難である場合、一部家族の意向を受けて延命措置が行われずにご本人が亡くなったときに、延命治療を望んでいた家族との間で紛争が生じることがあります。

この点が問題になった事案に東京地判平28. 11. 17判時2351-14があります。この事件では、医師との連絡にあたって一部の家族が延命措置に繋がる治療を拒否したことの適否が争われました。

裁判所は「延命措置についてどのような意見を述べるかは基本的に個人の自由である」、「(亡くなった方の家族が)延命措置を拒否したことをもって、それ自体が直ちに違法であると認めることはできない」としながらも、「キーパーソンとして対応されている者が、延命措置に関して患者本人や他の家族が自らと異なる意見を持っていることを知りながら、医師等に対してその内容をあえて告げなかったり、容易に連絡の取れる他の家族がいるにもかかわらず、その者の意見をあえて聞かずに、医師等に対して自らの意見を家族の総意として告げたりした場合には、患者本人や他の家族の人格権を侵害するものとして、これを違法であると認める余地があり得る」と判示しました。

そのうえで「本件は被告…が延命措置に関して亡Aや原告が自らと異なる意見を持っていることを知りながらB医師に対してその内容をあえて告げなかったり、原告の意見をあえて聞かずにB医師に対して自らの意見を家族の総意として告げたりしたと認めることはできない」として原告からの慰謝料請求を棄却しました。

この種の紛争を防ぐためには、予め家族に対して終末期に延命治療を行うかどうかの意思を表示しておくことが必要になります。

桜丘法律事務所

弁護士 師子角 允彬(ししかど・のぶあき)

(電話) 03-3780-0991 (WEB) <http://www.sakuragaoka.gr>

介護老人保健施設 シーダ・ウォーク

〒167-0034 東京都杉並区桃井3-4-9

TEL. 03-5311-6262(代) FAX. 03-5311-6180 <http://www.kawakita.or.jp/>

2018年1月25日発行 vol.128 編集:島田・神菌・奥友・新井

テイケア 秋の園遊会

毎年恒例のテイケア 秋の園遊会

今年は・・・「銀座 散策ツアー」！！

11月26日(日)26名のテイケアご利用者、ご家族と一緒に大型バスを貸切り、帝国ホテルでの食と語らいの時間、そしてその後には。。。華麗で豪華な顔と、江戸から続く下町風情の顔が共存している街 銀座を職員と一緒に歩きました。普段では味わえない贅沢な時間を過ごして参りました。



お食事は
帝国ホテルで♪



ホテル内も
みどころたくさん



GINZASIX にも行きました！



移動はバスで！

道中も飽きさせません

「外出には制約がある。特に体が不自由であったり、体力も落ち気味で心配」…そんな理由で参加に躊躇される方もいました。行きたいけれど行けない、そんな思いに応えたい！その一心で始めたこの行事。今や10年以上続く大イベントとなっています。



今年もご利用者・ご家族の方々に喜んでいただける園遊会になるようスタッフ一丸となって頑張ります！

